

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会委員名簿

(委員)

磯辺 浩一 適格消費者団体 消費者機構日本 専務理事

伊藤 陽児 適格消費者団体 消費者被害防止ネットワーク東海 理事

榎本 陽介 全国商工会連合会企業支援部長

大高 友一 弁護士 (日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会幹事)

岡本 拓也 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 代表理事

長村 彌角 公認会計士 (有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター/ヘルスケア部 パートナー)

塚本 一郎 明治大学経営学部教授

長谷川雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長  
(第6回から)

○ 升田 純 中央大学大学院法務研究科 教授 (元東京高等裁判所 判事)

三ツ石將嗣 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹  
(第5回まで)

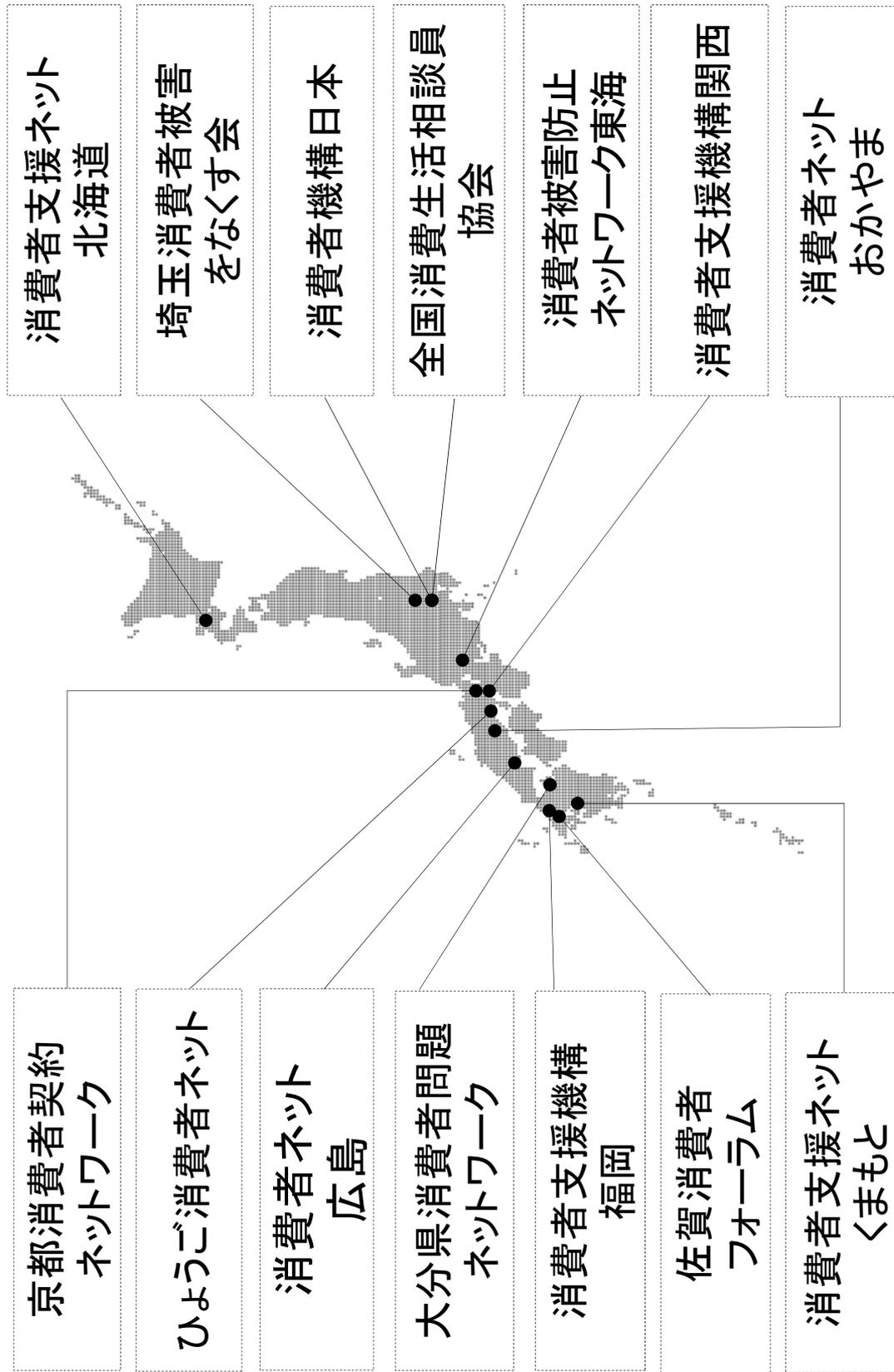
五十音順・敬称略  
○：座長

検討過程及び項目

日程	検討項目等
第 1 回 平成 27 年 10 月 22 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討事項及び検討会の今後の進め方</li> <li>・ 団体訴訟制度の説明</li> <li>・ 検討事項の確認</li> <li>・ 現状の課題等の説明</li> </ul>
第 2 回 平成 27 年 11 月 13 日 (金) 14:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告」の報告</li> <li>・ 適格消費者団体に対するヒアリング</li> </ul>
第 3 回 平成 27 年 12 月 4 日 (金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PIO-NET 端末の配備</li> <li>・ 地方公共団体からの情報提供</li> <li>・ 国民生活センターからの情報提供</li> </ul>
第 4 回 平成 28 年 2 月 24 日 (水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書類の添付書類の簡素化</li> <li>・ 会計基準</li> <li>・ 基金創設</li> </ul>
第 5 回 平成 28 年 3 月 23 日 (水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮差押え①</li> </ul>
第 6 回 平成 28 年 4 月 22 日 (金) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮差押え②</li> <li>・ 中長期的な課題の整理</li> </ul>
第 7 回 平成 28 年 5 月 25 日 (水) 16 : 00 ~ 18 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とりまとめ①</li> </ul>
第 8 回 平成 28 年 6 月 24 日 (金) 10 : 00 ~ 11 : 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とりまとめ②</li> </ul>

# 全国の適格消費者団体

(平成28年5月時点)



適格消費者団体について①

名称	特定非営利活動法人 消費者機構日本	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	公益社団法人 全国消費生活相談員協会	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
主たる事務所の所在地	東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階	大阪府中央区石町1丁目1番 1号 天満橋千代田ビル	東京都中央区日本橋堀留町2 丁目3番5号 グラントドメゾン 日本橋堀留101	京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地 ヒロセビル 4階
認定日	平成19年8月23日	平成19年8月23日	平成19年11月9日	平成19年12月25日
代表者等の氏名	会長 中山 弘子 理事長 和田 寿昭	理事長 榎 彰徳	会長 金子 晃 理事長 吉川 萬里子	理事長 高島 英弘
社員数	130名	107名	2,082名	101名
主な活動状況	<p>【差止請求訴訟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解約制限条項を使用する家庭教師派遣業者 → 裁判上の和解 (平成27年11月) 等</li> </ul> <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者被害情報の収集と分析</li> <li>○ 公開学習会</li> <li>○ 消費者志向経営セミナー</li> <li>○ 消費者団体訴訟制度の研究と政策提言</li> <li>○ 事業者の自主ルール等策定のサポート</li> <li>○ ニュースレター等の発行</li> </ul>	<p>【差止請求訴訟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解約金条項を使用する貸衣装業者 → 裁判上の和解 (平成27年3月) 等</li> </ul> <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者被害情報の収集と分析</li> <li>○ 消費者問題セミナー・シンポジウム</li> <li>○ 事業者向けセミナー(事業者と消費者との双方向コミュニケーション研究会等)</li> <li>○ 消費者問題に関する政策提言・要請</li> <li>○ メールマガジンの配信</li> <li>○ ニュースの発行</li> </ul>	<p>【差止請求訴訟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居一時金の初期償却条項等を使用する介護付有料老人ホーム → 1 審係属中 (平成28年3月提訴)</li> </ul> <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者被害情報の収集と分析</li> <li>○ 週末電話相談</li> <li>○ 消費者啓発教材等の作成(契約トラブル110番等)</li> <li>○ 消費者問題出前講座</li> <li>○ 消費生活専門相談員養成講座</li> <li>○ 消費者問題に関する意見表明と政策提言</li> </ul>	<p>【差止請求訴訟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未公開株の購入に係る不当勧誘を行う投資事業有限責任組合 → 認容判決 (平成24年1月判決確定) 等</li> </ul> <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者被害情報の収集と分析</li> <li>○ 消費者問題セミナー</li> <li>○ 消費者問題に関する意見表明と政策提言</li> </ul>

## 適格消費者団体について②

名称	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
主たる事務所の所在地	広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル3階D号室	神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館	さいたま市浦和区岸町7丁目11番5号	札幌市中央区北四条西12丁目1番55
認定日	平成20年1月29日	平成20年5月28日	平成21年3月5日	平成22年2月25日
代表者等の氏名	理事長 吉富 啓一郎	理事長 山崎 省吾	理事長 池本 誠司	理事長 町村 泰貴
社員数	298名	135名	124名	168名
主な活動状況	<b>【差止請求訴訟】</b> ○ 解約金条項を使用する貸衣装業者 → 裁判上の和解 (平成23年6月) 等	<b>【差止請求訴訟】</b> ○ 解約制限条項を使用する資格講座等運営業者 → 裁判上の和解 (平成23年10月) 等	<b>【差止請求訴訟】</b> ○ 解約金条項を使用する探偵業者 → 裁判上の和解 (平成25年3月) 等	<b>【差止請求訴訟】</b> ○ 解約金条項を使用する自動車販売・買取業者 → 請求認諾 (平成25年2月) 等
	<b>【その他の活動】</b> ○ 消費者トラブル相談会 ○ 業界団体との消費者懇談会 ○ 相談員との学習・情報交換 ○ 消費者被害防止シンポジウム ○ 高齢消費者等見守りサポーター養成研修会 ○ 県社会福祉協議会等と連携した消費者被害防止ネットワークの構築	<b>【その他の活動】</b> ○ 電話110番 ○ 企業・団体見学会 ○ 消費者セミナー・シンポジウム ○ 講師派遣事業 ○ 消費者問題に関する政策提言・要請	<b>【その他の活動】</b> ○ 消費者被害アンケート・めやすばこ ○ 消費者問題に関する学習会・ワークシヨップ ○ 消費者問題に関する意見表明と政策提言 ○ ニュースレターの発行	<b>【その他の活動】</b> ○ 通報ダイヤル・被害情報収集110番 ○ 事業者へのアンケート調査 ○ 消費者問題シンポジウム・セミナー ○ 講師派遣事業 ○ 消費者問題に関する意見表明と政策提言 ○ ニュースレターの発行

## 適格消費者団体について③

名称	特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク 東海	特定非営利活動法人 大分県消費者問題 ネットワーク	特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	NPO法人消費者 支援ネットくまもと
主たる事務所の所在地	名古屋市中区丸の内二丁目18番22号	大分市青崎一丁目9番35号	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	熊本市中央区桜町二番十七号 第二甲斐田ビル七階
認定日	平成22年 4月14日	平成24年 2月28日	平成24年11月13日	平成26年12月17日
代表者等の氏名	理事長 杉浦 市郎	理事長 井田 雅貴	理事長 朝見 行弘	理事長 青山 定聖
社員数	129名	178名	179名	145名
主な活動状況	<b>【差止請求訴訟】</b> <input type="checkbox"/> 学費不返還条項を使用する専門学校 → 裁判上の和解 (平成25年9月)  <b>【その他の活動】</b> <input type="checkbox"/> 消費者問題シンポジウム <input type="checkbox"/> 事業者セミナー <input type="checkbox"/> セミナー講師派遣 <input type="checkbox"/> 事業者へのアンケート調査 <input type="checkbox"/> 消費者問題に関する意見表明と政策提言	<b>【差止請求訴訟】</b> <input type="checkbox"/> 学費不返還条項を使用する予備校 → 認容判決 (平成26年5月判決確定)  <b>【その他の活動】</b> <input type="checkbox"/> 集中相談会 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 学習会講師派遣 <input type="checkbox"/> 消費生活相談員養成研修 <input type="checkbox"/> 消費者問題に関する政策提言・要請 <input type="checkbox"/> ニュースレターの発行	<b>【差止請求訴訟】</b> <input type="checkbox"/> 中途解約金条項を使用する冠婚葬祭業者 → 一部認容判決 (平成26年11月末確定、平成27年11月上旬受理申立て) 等  <b>【その他の活動】</b> <input type="checkbox"/> 契約問題110番 <input type="checkbox"/> 消費者問題に関するシンポジウム・学習会 <input type="checkbox"/> 消費者問題に関する意見表明と政策提言 <input type="checkbox"/> ニュースレターの発行	<b>【申入れ活動】</b> <input type="checkbox"/> 遅延延滞金条項を使用するレンタルビデオ業者 → 追加料金に上限を設けるなど改善につながる等  <b>【その他の活動】</b> <input type="checkbox"/> 常設の電話相談 <input type="checkbox"/> テーマごとに110番活動 <input type="checkbox"/> 消費者問題に関するシンポジウム・学習会 <input type="checkbox"/> 消費者問題に関する意見表明と政策提言

## 適格消費者団体について④

名称	特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム
主たる事務所の所在地	岡山市北区奉還町一丁目7番7号	佐賀市開成三丁目3番28号
認定日	平成27年12月8日	平成28年2月23日
代表者等の氏名	理事長 河田 英正	理事長 岩本 諭
社員数	115名	111名
主な活動状況	<p>【申入れ活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年14.6%の割合を超える遅延損害金を定める条項を使用する電力会社 → 契約条項が改善 等</li> </ul> <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者被害相談会</li> <li>○ 消費者向け啓発講座</li> <li>○ 消費者問題に関する意見表明と政策提言</li> <li>○ ニュースレターの発行</li> </ul>	<p>【申入れ活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷引特約を使用する不動産業者に対する申入れ → 契約条項が改善 等</li> </ul> <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常設の電話相談</li> <li>○ テーマごとに110番活動</li> <li>○ 消費者問題に関するシンポジウム・学習会</li> <li>○ 消費者教育テキスト作成</li> <li>○ 消費者問題に関する意見表明と政策提言</li> </ul>

※社員数は、平成27年3月31日時点(「消費者被害防止ネットワーク東海」は平成27年12月31日時点、「佐賀消費者フォーラム」は平成27年10月31日時点)。

2016年4月（一社）全国消費者団体連絡会第7回理事会資料より抜粋  
（同連絡会提供）

## 消費者被害防止救済基金（仮称）スキーム（案）

### 1. 趣旨

消費者被害の回復支援や拡大防止については、消費者行政によって施策が講じられています。

一方、消費者団体においても、消費者相談を受け助言・あっせんを行ったり、裁判外紛争解決機関（ADR）を設けて消費者被害のあっせん解決をはかる取り組みが行われています。また、消費者団体訴訟制度により、適格消費者団体が事業者の不当な行為に対する差止請求を実施し、消費者被害の拡大防止を着実にすすめてきました。さらに、本年10月には消費者裁判手続特例法が施行され、特定適格消費者団体による集団的消費者被害の回復も可能となります。

このように、消費者被害の回復・防止について、行政だけに任せるのではなく、消費者団体が取組みむことには、次のような意義があります。

- (1) 消費者の正当な権利を擁護する観点を何より重視し、適切な助言、あっせん解決及び訴訟制度の活用を通じ、消費者の被害回復を図っていくこと。
- (2) 上記の活動を通じ、消費者被害の実情を直接把握することにより、行政や事業者団体等に対し、実情をふまえた説得力のある施策の提言が可能となること。

しかし、消費者団体は、その活動資金の多くを会費・寄附金に依っており、消費者相談業務、ADR及び消費者団体訴訟制度の活用をすすめるための財政基盤が十分ではなく、活動を維持していくことも困難な状況があります。

そこで、消費者団体が取組みむ消費者被害回復・防止に関連する事業を支援するための基金を構築し、事業の安定的運営に寄与することを目的とします。

### 2. 適用対象

消費者団体が取組みむ消費者被害回復等に関連する事業のうち、法的根拠のある制度にもとづく事業や、消費生活の専門家や法律専門家が関与している以下のものを支援します。

- (1) 適格消費者団体が取組みむ差止請求訴訟の費用援助
- (2) 特定適格消費者団体が取組みむ被害回復訴訟に要する費用の貸付（免除制度含む）
- (3) 消費者団体が自主的に営む消費者相談事業の費用援助
- (4) 消費者団体によるADR（法務省認証）の運営費用援助

### 3. 財源 ～多様な財源の確保～

運用益ではなく、毎年一定額の寄付を集め続け、集めた額の範囲で申請にもとづき費用援助をします。薄く広く寄付を集め続けるために、基金の趣旨への理解を広げる取り組みが必要になります。

- (1) 消費者からの寄付  
クラウドファンディング等の手法も検討し、幅広い消費者に寄附を募ります。
- (2) 消費者団体からの寄附  
各団体が取組みむ学習会などで基金への寄附を募ります。  
特定適格消費者団体の被害回復訴訟で剰余が出た場合には、団体としての寄附をお願いします。
- (3) 事業者及び事業者団体からの寄付  
消費者被害の回復・拡大防止が図られることは、消費市場から事業者の悪質な行為を減らし、市場の健全化（良質な事業行為を行う事業者と消費者のニーズが結びつく市場）を実現することでもあります。このような公益的観点もふまえ、幅広い事業者及び事業者団体に寄付を呼びかけます。
- (4) 公的機関からの寄付 等

## 4. 運営

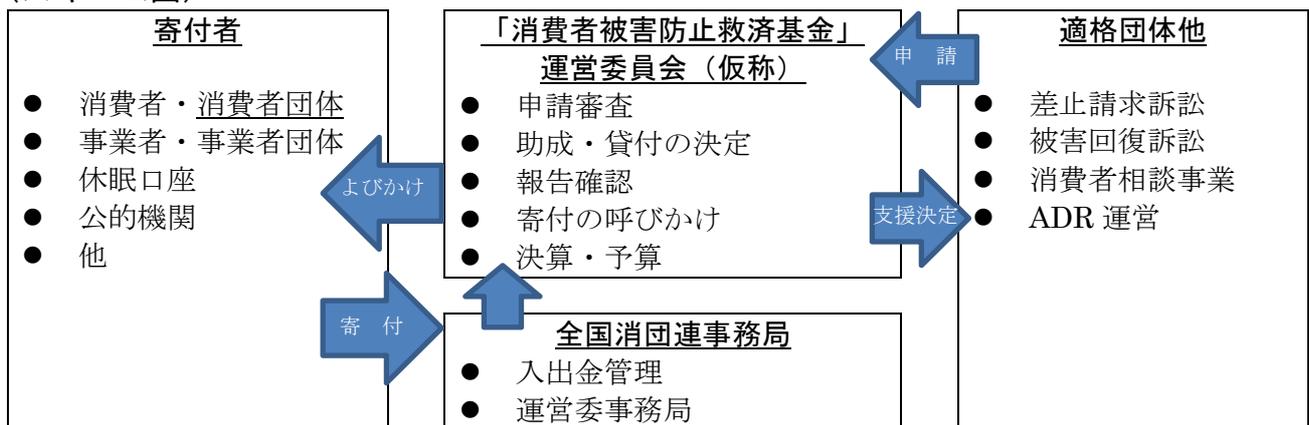
### (1) 運営委員会

利益相反の恐れ等を避け、公正な運営を期すため、全国消団連の機関とは別に運営委員会を設けます。現行の「専門委員会等運営規則」よりも第三者性と独立性を強めた内容で、特別の運営規則を設けます。

【主な役割】 財源確保、申請審査、助成・貸付の要否及びその額の決定、事業報告の確認、寄付の呼びかけ、決算・予算の確認、他

【構成想定】 第三者性を確保しつつ、なるべく幅広い関与を追求。(例えば、民法学識者、民事訴訟法学識者、弁護士、消費者庁、消費者団体など)

(スキーム図)



### (2) 全国消団連 (事務局)

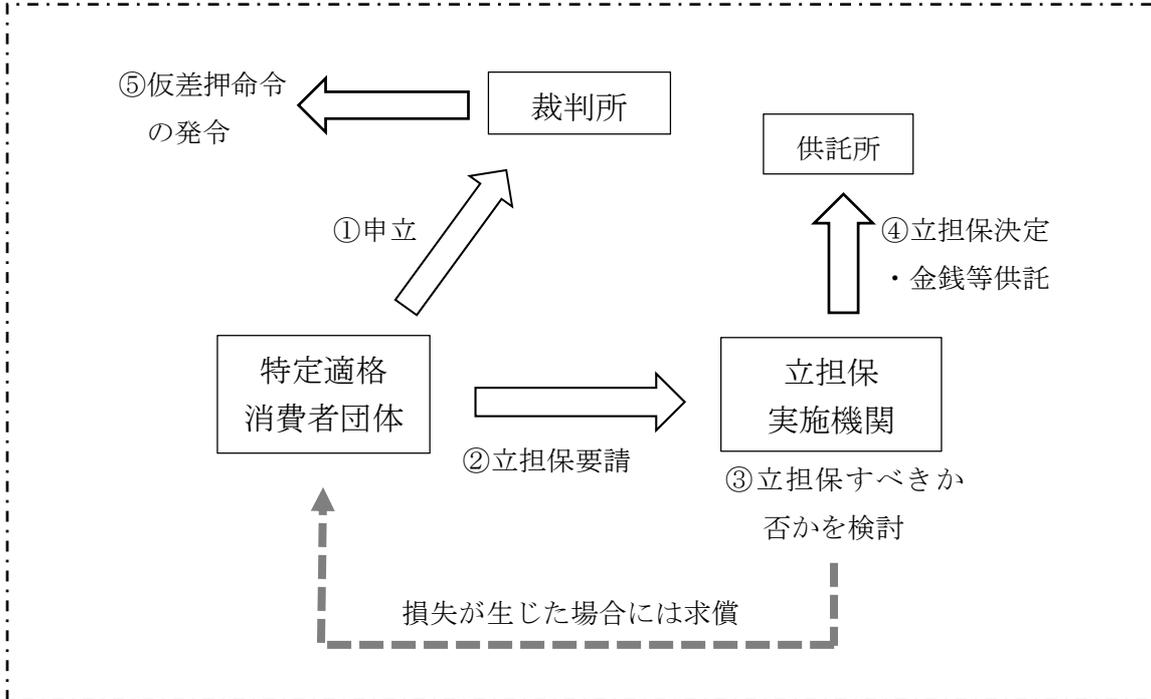
全国消団連の定款4条(事業)に該当する内容を加えた上で、全国消団連が寄附募集・財産管理の実務及び運営委員会事務局を務めます。全国消団連は非営利型一般社団であり非課税の事業として行うことができます。(しかし、公益社団法人ではありませんので寄附控除は得られません。基金設立後、一定の規模が見込まれるようになれば、基金運営委員会を認定NPO法人化することを検討します。)

以上

仮差押えの担保金に係る措置のスキーム図

(第5回検討会の資料1に掲載したスキーム図を抜粋したもの)

① 現金を供託する方法のスキーム図



② 支払保証委託契約を締結する方法のスキーム図

